

総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会
工場等判断基準ワーキンググループ（第2回）
議事録

日時 平成25年10月11日（火）10:01～12:06

場所 経済産業省本館17階 国際会議室

議題

- (1) ISO50001の発行を契機とした判断基準の見直しについて
- (2) 取りまとめ案について

議事内容

1. 開会

○高村座長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会第2回工場等判断基準ワーキンググループを開催させていただきます。

本日は取りまとめについての審議が中心となります。まずは事務局から出欠状況の報告と資料の確認をお願いいたします。

○福田省エネ課長

では、まず初めに委員の出欠状況について確認させていただきます。本日の委員・オブザーバーの出席者及び事務局については、座席表が資料の4枚目ぐらいにございますが、そちらのとおりでございます。

今回からご出席いただく委員がいらっしゃいますので、私のほうからご紹介させていただきます。委員名簿をご覧くださいながらと思います。

まず、東京大学生産技術研究所エネルギー工学連携研究センター准教授の岩船様。

それから、東京工業大学特命教授・東京都市大学教授の柏木様。

キャスター・千葉大学客員教授の木場様。

株式会社住環境計画研究所最高顧問研究員の村越様。

以上4名の方が今回からのご参加となります。

なお、伊香賀委員、辰巳委員、松橋委員につきましては、所用により本日はご欠席でございます。

この結果、委員11名中、過半数となります8名の参加をいただいておりますので、本会の開催は有効となります。

また、オブザーバーの方々につきましても、今回からご参加いただいている方々がおられますので、ご紹介させていただきます。

一般社団法人日本化学工業協会産業部兼技術部部長の植山様。

一般社団法人日本自動車工業会環境委員会工場環境部副部会長の岸様。

一般社団法人日本ショッピングセンター協会環境小委員会副委員長の山本様。

日本製紙連合会エネルギー小委員会委員長の松尾様。

一般社団法人日本鉄鋼連盟常務理事の宮本様。

日本百貨店協会業務・政策統括部長の岡部様。日本百貨店協会様は今回からのご参加となります。

一般社団法人日本ビルディング協会連合会常務理事の小川様。

以上でございます。もしご紹介漏れ等ございましたら、ご指摘いただければと思います。

次にお手元の資料を確認させていただきます。クリップをお外しいただきますと、一番上に配布資料一覧がございます。その次に、一枚紙で議事次第、同じく一枚紙で委員名簿、それから、横の一枚紙で座席表がございます。そのあとは資料本体になりまして、資料1、ISO50001関係の資料、資料2として「前回からの変更点について」という資料、それから、資料3は分厚い資料になっておりますが、「取りまとめ(案)」でございます。

それから、参考資料1といたしまして、第1回の議事録、参考資料2といたしまして、指針の案について前回ご提示させていただいた資料からの変更点を整理した資料でございます。

それから、委員提出資料といたしまして、岩船委員からの意見書でございます。

以上でございますが、もし漏れ等ございましたら、途中でも結構ですので、事務局にお伝えください。

以上でございます。

2. 議事

(1) ISO50001の発行を契機とした判断基準の見直しについて

○高村座長

それでは、これより議事に入りたいと思います。

まず初めに議題1、「ISO50001の発行を契機とした判断基準の見直しについて」についてご審議いただきます。

まずは事務局よりご説明をお願いいたします。

○羽原省エネ課長補佐

それでは、資料1につきましてご説明させていただきます。「ISO50001の発行を契機とした判断基準の見直しについて」でございます。

本件、第1回のワーキンググループで議題となっておりますが、エネルギーマネジメントシステムの国際規格であるISO50001が発行されたことを受けて、省エネ法の「工場等判断基準告示」におけるエネルギー管理に関する規定を一部見直ししてはどうかという観点からご提示させていただきます。

1. ISO50001の発行でございます。2007年、米国及びブラジルの主導で規格開発を開始し、2011年6月にISOにおいてエネルギーマネジメントシステムの国際規格としてISO50001が発行されました。

我が国は、この発行において、省エネ法に基づくエネルギー管理を実施してきた国として、議長国の米国と協力しつつ、積極的にこの策定に貢献してまいりました。

ISO50001は、事業者がエネルギーの使用に関して、方針・目的・目標を設定し、計画を立て、手順を決めて管理する活動を体系的に実施するために必要な事項を定めた世界標準の規格となっております。組織がエネルギー効率などのエネルギーパフォーマンスを継続的に改善するために必要なシステムとプロセスを確立し、省エネやエネルギーコストの低減につなげることが意図されております。

さらに、このISO50001の導入・活用については、以下の1から4の観点から推奨されております。

1つ目、コストダウン。

2つ目、省エネ、効率向上、環境負荷低減。

3つ目、企業イメージの向上。

4つ目、取引の優位性。こちらは今後ISO50001の取得がビジネス取引の必須条件となる場合が出てくることを想定したものとなっております。

このようにISO50001は我が国の意見も踏まえ制定されたこともあり、省エネ法と整合性がとられています。しかし、具体的な措置事項を見ていきますと、小規模な企業が受け入れやすくなる観点から、ISO50001につきましては、エネルギー管理に関する規定が省エネ法

と比較としてわかりやすく、より詳細に規定されています。

次に、ご参考として、ISO50001の特徴についてご説明させていただきます。大きく3つありますが、1つ目はPDCAアプローチを重視しております。ページをめくっていただきまして、2つ目として、経営層の参画の重視が挙げられます。3つ目として、エネルギー効率などのエネルギーパフォーマンスとして結果を出すというところを重視しております。

以上がISO50001の特徴です。

続きまして、3ページ目を見ていただけますでしょうか。上に掲げられている(参考2)がISO50001の規格の構成でございます。このような規格の構成となっているISO50001ですが、この発行を契機として判断基準の見直しをしてはどうかということを提案させていただきます。具体的な判断基準の見直しの措置につきましては、大きく2つございます。

1つ目は、エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置の見直しとして、判断基準の中に「エネルギーマネジメントシステムの規格であるISO50001の活用について検討すること」という記述を追加してはどうかというものです。

2つ目として、適切なエネルギー管理を行うためのア.～カ.の取組の見直しということが挙げられます。判断基準におきましては、事業者が適切なエネルギー管理を行うために、ア.からカ.の取組が規定されております。

具体的には次の4ページ目をご覧ください。表1が「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の告示の抜粋となっております。事業者が適切なエネルギー管理を行うためにア.からカ.の取組が規定されております。

アにつきましては、事業者がエネルギー使用合理化を図るための管理体制を整備すること。

イにおいて、管理体制には責任者を配置すること。

ウにおいて、エネルギー使用合理化に関する取組方針を定めること。また、その取組方針にはエネルギー使用合理化に関する目標、設備の新設及び更新に関する方針を含むこととしております。

エとしましては、これらの取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行い、その評価結果が不十分である場合には改善を行うことを規定しております。

オとしましては、これらの取組方針及び遵守状況の評価方法につきましては、定期的に精査を行い、必要に応じて変更することということも規定しております。

最後のカですが、事業者が設置している工場における名称、所在地、エネルギー使用量を記載した書面を作成、更新、保存することで状況を確認できるようにすることとなっております。

以上、ア.からカ.の取組でございます。

ISO50001に規定されている内容を参考に、エネルギー管理の観点から有用であり、また、既に事業者が取り組んでいるであろうと思われる事項について明確化する見直しを行ってはどうかと考えております。具体的な措置としましては、以下の①から③となっております。

1つ目、人材や資金の確保及び配分についてです。ISO50001では、「トップマネジメント」、また、「マネジメントレビューからのアウトプット」などの項目において、エネルギーマネジメントシステムの実施に必要な資源の準備や配分について定められています。ここで言う資源とは人的資源、専門的な技能・技術及び資金が含まれております。

5ページ目です。判断基準におきましても、表2のウ. に書かれているように、必要な資金、人材の確保及び配分に関する記述を追加してみてもどうでしょうか。

それから、2つ目従業員への取組方針の周知や教育の実施についてです。ISO50001では、「エネルギー方針」「力量、教育訓練及び自覚」の項目において、従業員に対するエネルギーマネジメントに関する方針の周知及び教育を実施することで、従業員のエネルギー管理に関する力量を向上することを定めております。

判断基準におきましても、表2のオ. のように従業員への取組方針の周知や教育の実施に関する記述を追加してはどうでしょうか。

3つ目の措置でございます。取組方針の文書化でございます。ISO50001におきましては、「文書」という項目においてエネルギーマネジメントに関する方針、目的、目標及び行動計画を文書化することで、経緯を確認できるようにしております。

表2のク. に追記しておりますが、判断基準におきましても、取組方針の文書化に関する記述を追加してはどうかというものです。

以上が資料1の説明でございます。

○高村座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、ご意見、ご質問などがありましたら、お願いいたします。

なお、ご発言を希望される方におかれましてはネームプレートを立ててお知らせいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○福田省エネ課長

マイクにつきましては、今日は委員の方、オブザーバーの方、1人ずつあると思います。緑色のボタンを押しますと、赤いランプがつかますので、マイクが入ります。もう一度押していただきますと、切れますので、よろしくお願いいたします。

○高村座長

それでは、植山オブザーバー、お願いします。

○植山オブザーバー

ご説明ありがとうございます。一番最後のページの判断基準の見直しというところについてコメントをさせていただきたいと思います。

従来、ア. からカ. まであったところが、ア. からク. になっておりますけれども、ク. の赤字部分についてですけれども、現状、省エネ法でア. で管理体制を整備とか、あるいは、エ. で取組方針を定めるとか、目標、新設・更新に対する方針を含むこととか、取組方針と管理体制というのは整備することになっておりますけれども、これは各社というか各事業者は書面で文書化されていると思います。それで改めてク. の赤字部分を書く必要はないのかなと思います。あるいは、書くのであれば、取組方針がエ. で規定されているわけですけれども、ク. にも「ウ. の取組方針」というのがあり、2つ取組方針があつて混乱を招くと思います。そこで提案ですけれども、「書面」ということを残すのであれば、「ア.、ウ.、エ. の書面を作成、更新、保管すること」というふうにははいかがかなというご提案でございます。

○高村座長

どうもありがとうございました。

これについてはいかがですか。

○羽原省エネ課長補佐

ご指摘のとおりでございます。それぞれの管理体制、また、取組方針、さらに評価結果などは書面として既に残されているかと思しますので、事務局としてはそのような変更をすることについて異論はございません。

○高村座長

よろしいでしょうか。

そのほかは、岸オブザーバーですか。お願いします。

○岸オブザーバー

ちょっと伺いたいのですが、3ページ目の2. の(1)が気になっていまして。「エネルギーマネジメントシステムの規格であるISO50001の活用について検討する」という記述を追加するということは、ISO50001の認証をとることを推奨するという意味なのでしょうか。

○福田省エネ課長

ご指摘のとおりです。

○岸オブザーバー

そうですね。そうすると、ISO50001の書類と省エネ法の書類はかなりダブってくると思うんですね。そうしたときに、どうしてもこちら側の負担になるので、できるだけ、例えばISO50001をとれば省エネ法の書類の提出が免除されるとか、そういったことを考慮していただければと思うんですけども。

○福田省エネ課長

ISO50001の中に書いてあるのですが、省エネ法と50001の一番の違いは、省エネ法は規制になっていまして、法律、政令、省令の下で既に決まった書式がございます。ただ、考え方は同じですので、具体的にご提案をいただければそれは検討したいと思います。

○岸オブザーバー

はい。

○羽原省エネ課長補佐

どちらかというとISO50001のほうの書面を合わせていく、あるいは、活用するという形かなと思っています。

○岸オブザーバー

なるほど。わかりました。

○高村座長

宮本オブザーバー、どうぞ。

○宮本オブザーバー

鉄鋼連盟でございます。まさに今ご指摘のあった3ページの2. (1)のところですが、エネルギーマネジメントシステムの規格であるISO50001の活用について検討することの意味合いなんですけれども、推奨するということかというご質問に対してイエスだったのですが、私がお聞きしたいのはこれは義務づけになるということなののでしょうか。つまり、ISOを取っていないということだけを理由に、省エネ法上の行政の対応に違いがあるということなんでしょうか。

私は基本的に義務づけであればよろしくないのではないかと考えております。その理由、背景について2点申し上げます。1点はそもそも論でございまして、行政の方に申し上げるのは何でございまして、ISOという制度の目的と省エネ法の目的、どこまで同じで、どこから違うかということをもう少し時間をかけて議論したほうがよろしいかと思っています。

最終目的においては省エネを全体において進めるということで一緒なのでしょうけれども、そこに向かうアプローチ、道筋、あるいは、政策ツールというものは多少違っているかと思っています。

ます。ISOないし標準化というのは、絶対これをやれということではないけれども、やったほうが何かと得だよというものだと思います。例えば、資料の1ページ目の真ん中あたりに4点の利点がございませけれども、ISOをとっていると行ったほうが取引上有利だとか、企業イメージが向上するとか、そういうことを通して間接的にISOをとることが得になるように仕向けていって、全体として省エネが進むようにすると。一方で、省エネ法というのは、非常にゆるやかな形でございませけれども、基本的に規制行政でありますから、こうしなさい、あしなさい、というもの。これは政策ツールの違いに応じた微妙な違いが当然あってしかるべきだと思います。

その結果ということかどうかわかりませけれども、2点目といたしまして、我が鉄鋼業界については、多少自慢のように言いますけれども、日本の鉄鋼業界は世界に冠たる省エネを進めている産業でございませが、他方でISO50001をとっているかというところとってありません。何でそういうことになっているのかというところを、鉄以外の産業もそれに近いような実態があるかと思ひますけれども、そういうところをじっくり見た上で、なおそれでも規制行政の中でISOをとることを義務づけるということをするべきなのかどうか。あるいは、義務のちょっと手前のところで検討はしてほしいけれども、検討の結果理由があつて入れないのであれば、それはそれで何もマイナスはないということにするのか。その辺の議論を少しやっただけならばと思ひつております。

以上でございませ。

○福田省エネ課長

結論から申し上げますと、まさに「検討すること」というだけなので、義務づけではございませせん。

それから、資料3の50ページ、51ページあたりにこれも含めた判断基準の新旧対照表がございませ。判断基準は大きく2つの構成になっておりまして、遵守すべき基準のⅠというパート、それから、それを遵守するとともにこういったところに気をつけて取り組んでほしいという努力規定のようなⅡの部分があり、本件は後者のⅡの部分に、資料中にありますように、「活用について検討すること」と記載してありますので、初めにご質問があつたように推奨するというものでございませ。

○高村座長

では、山下委員、お願いします。

○山下委員

私もここ3年ほど、国際的な場面で日本のエネルギー管理がいかに優れているものかという

ことを、新興国を中心に宣伝・普及する活動をいたしております。その中でISO50001に新たに取り組んでいる国とか、あるいは、先進国でも省エネ法のような法的な根拠なしに何とかエネルギー管理を推奨しようと苦しんでいる国とか、いろいろな国で注目されている国際規格だと認識しています。

日本はもう既に100年以上、熱管理から始まりましてエネルギー管理の仕組みが入っている中、省エネルギー法でしっかりやっていますということを言いつつ、この中にISO50001で要求されているものをゆるやかな形で組み込むことで、省エネ法の規制によってやっていることが自然にISO50001にも対応するような形でなされているという説明の仕方をしております。我々としては、省エネ法がいかにも効果のある取組であって、かつ、皆様の自律的な省エネルギーの取組を進め、支援するような形の規制であるということをお話し申し上げて、理解をいただいている状態です。

ですから、今回の「活用について検討する」という文言は、そういったあたりをいろいろ考えてこういうふうにかかれていたと思いますけれども、温かい精神が含まれているというふうに私どもは受け止めていますので、そうなのかなということをもう一度ご発言いただければと思います。

○福田省エネ課長

ありがとうございます。ご指摘のとおり、もともと省エネ法はPDCAサイクルを回すという概念でつくっていて、ISO50001のもともとの提案国はアメリカとブラジルだったのですが、私どもはそこに積極的に協力してつくってまいりました。

今、山下委員ご指摘のとおり、省エネをしっかりやっていたら、基本的にはISO50001と同じ取組はむしろその前からやっているという精神ですが、形式的なISO50001をとっているかどうかというのが世の中でもだんだん注目されるようになってまいりましたので、推奨事項としては省エネ法の判断基準の中に盛り込んでもいいのかなということで、今のお言葉を借りれば温かい気持ちでここに例示をしたということでございます。

○高村座長

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、判断基準を見直してISO50001の部分を取り入れるということと、文面については、今のご意見などをいただきながら変更するという形でよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

(2) 取りまとめ案について

○高村座長

続きまして、議題2、「取りまとめ案について」をご審議いただきます。

まずは事務局よりご説明をお願いします。

○羽原省エネ課長補佐

それでは、資料2及び資料3に基づいてご説明をさせていただきます。資料2が取りまとめ案における前回のワーキンググループからの変更点についての資料でございます。また、資料3が取りまとめ（案）でございます。

まず、資料3の取りまとめ（案）の構成について、目次に沿ってご説明させていただきます。資料3の1ページをめくっていただきまして、目次でございます。大きくⅠ及びⅡの構成としております。Ⅰにおいては、第1回のワーキンググループの資料を用いつつ、前回、委員、オブザーバーの方々からご指摘のありました事項を踏まえて修正を行ったものをまとめた形式となっております。また、Ⅱにつきましては、その検討の結果を踏まえ、具体的に省令告示、どのように規定するのかということについて案を提示しております。

Ⅰの電気の需要の平準化に関する措置の検討についてでございますが、1つ目が審議事項、2つ目として電気需要平準化時間帯、3つ目として事業者が取り組むべき指針について規定した上で、4つ目として判断基準の見直し、評価係数 α の話を規定しております。さらに、5として1から4の検討を受けた定期報告書様式の変更について記載した上で、6として荷主に関する指針を入れております。また、7としてその他検討事項を入れておりますが、具体的に申し上げますと、前回ご指摘いただいたテナントビルにおける電気使用量の報告についてと、今議論いたしましたISO50001の発行を契機とした判断基準の見直しについて記載しております。

続きまして、Ⅱについては、先ほど申し上げましたとおり、省令及び告示の案を規定しております。

資料2に戻っていただけますでしょうか。こちらは前回からの変更点についての資料でございます。

まず、変更点1. 電気需要平準化時間帯の設定についてです。前回のワーキンググループにおきましては、電気の需給の状況を勘案し、電気需要平準化時間帯を、夏期においては平日9時～20時、冬期においては平日8時～21時とする案を事務局案として提示させていただきましたが、この時間帯につきましては、事業者が電気使用量を把握できない可能性が高いという観点から、改正省エネ法の実効性が低下するという懸念が挙げられました。そのため、実効性の確保という観点から、電気需要平準化時間帯を夏期及び冬期ともに8時～22時とする方向で検討することに

なっていたかと思われます。

なお、前回は平準化時間帯に休日を含めるかどうかにつきましては、改正省エネ法の実効性の確保の観点からは明示的に議論をしておりませんでしたので、取りまとめ案では休日についても併せて検討しております。

具体的には、資料3の取りまとめ案の11ページに、2. 2. 2としまして改正省エネ法の実効性の確保を踏まえた平準化時間帯の設定に関する考察を記載しております。2段落目でございますが、事業者が実際に電気使用量を把握できる時間帯に乖離がある場合、事業者は設定された時間帯の電気使用量を把握できないことから、改正省エネ法の実効性が低下することが懸念されます。

例えば、電気需要平準化時間帯を、前回、事務局からご提示させていただいた、②の夏期の平日9～20時、冬期の平日8時～21時として設定した場合、事業者は1時間単位で買電量を把握する必要があります。ただし、以前実施したアンケート結果による推計に基づけば、1時間単位での買電量を把握可能な事業者の電気使用量の割合は全事業者の電気使用量の52%、つまり、残り48%の電気使用量については、1時間単位の買電量がわからないため、平準化時間帯の電気使用量を把握できない可能性が高いという推算結果が出ております。

表を挟みまして、その下でございますが、この点について、電気需要平準化時間帯を従来の定期報告に合わせて、平日と休日を区別することなく8～22時と設定した場合、主に高圧契約の事業者におきましては、電力会社から提供される検針票から電気需要平準化時間帯の電気使用量を把握できるようになると考えられます。定期報告のデータに基づく試算によれば、全事業者の60%程度が把握できると想定されております。

こういった点を踏まえると、省エネ法の実効性の確保の観点からは平準化時間帯を夏期及び冬期の8時～22時とすることが一案として挙げられます。

なお、電気需要平準化を進める上では、自らがいつ、どれだけの電気を使用しているかを把握することは重要でありまして、今後のスマートメーターの普及と併せて、時間帯別の電気使用量の把握をしっかりと進めていく必要があると考えております。

さらに、8ページ目でございますが、休日と平日の比較ということで、土・日及び祝日については同じ週の平日と比較すると需要が少ないために、平日に限定するべきではないかという案を出させていただきました。この懸念について解説したものが12ページの上段に書かれております。

図9をごらんいただきたいと思います。こちらは2012年の夏期及び冬期の土・日の1日の最大需要の推移を示しております。赤いところが冬の需要で、青いところが夏の土・日の需要でございます。さらに点線が描かれておりますが、これは2012年の春及び秋の平日の1日の最大需要の

平均値でございます。これをみると、夏期及び冬期における土・日の最大需要は、おおむねそれ以外の期間の平日の日最大需要の平均を上回っていることから、平準化時間帯において平日と休日を区別しない場合でも、我が国全体の電気の需要の季節による変動を縮小する観点からは有効であると考えられます。

以上のようなデータも踏まえまして、電気需要平準化時間帯は、夏期及び冬期の8時～22時（休日を含む）という形にすることが適当ではないかと考えております。

以上が変更点の1つ目でございます。

資料2に戻っていただきまして、変更点2、判断基準の見直しでございます。具体的には、取りまとめ案の26ページをごらんいただきたいと思います。26ページの図2の上段の青いところが、事業者の電気需要平準化に資する措置を一定程度評価する観点から評価係数 α の目安を求めた図でございます。また、その下の緑の箇所は、国全体としてエネルギーの使用の合理化を阻害しない範囲内とする観点から α の目安を求めた図でございます。

このうち、下の緑の箇所の視点1、2、3は、それぞれ試算するにあたって平準化時間帯を9時～20時を前提として算出しておりました。このたび、平準化時間帯を8時～22時の方向で検討することとなりましたので、こちらの視点につきましても8時～22時を前提に再度算出し直しております。

その結果を資料2の2ページ目の上段に掲げております。視点1及び視点3については値の変更はございませんでした。ただし、視点2におきましては、前回 α の目安が1.31だったところ、今回は1.27と変更になっております。他方、前回のワーキンググループにおきまして、総合的に評価した上で α を1.3程度とするという結論が出ておまして、その結論の方向性を踏まえますと、評価係数は変わらず総合的に評価すると1.3にすることが適当ではないかと考えております。

以上が変更点2の説明でございます。

資料2に戻っていただきまして、変更点3でございます。テナントビルにおける電気需要平準化時間帯の電気使用量の報告でございます。前回のワーキンググループにおいて、テナントビルにおいては具体的にどのように電気需要平準化時間帯における電気使用量の報告を行うのかというご質問をいただきました。これを受けて、テナントビルにおける電気需要平準化時間帯の電気使用量の報告について、現状の運用を踏まえ整理を行っております。

資料3の取りまとめ案の35ページをごらんいただきたいと思います。7.1.1でございます。テナントビルにつきましては、オーナーとテナントがそれぞれエネルギー管理を行い、定期報告においてエネルギー使用量を報告しております。

さらに、その報告方法が7.1.2に書かれております。（1）テナントビルにおけるエネル

ギー使用量の報告方法、現状の定期報告における報告方法でございます。まず、オーナーにつきましては、テナントが設置・更新権限を有し、かつ、エネルギー使用量を実測値として把握できる設備以外のエネルギー使用量を報告することとなっております。また、テナントにおいては、テナント専用部に係るすべてのエネルギー使用量を報告することとなっております。

具体的には下の図1の赤い枠で囲われたところがテナントの専用部に係るエネルギーの使用量でございます。テナントが使っている空調及び照明又は導入したOA機器などについての合計値を報告いただくこととなっております。

36ページの計算式の下でございますが、ここで、テナントは、テナント専用部のエネルギー使用量を独自に把握できない場合、オーナーからの情報提供を受けてテナント専用部のエネルギー使用量を報告することとなっております。

ただし、テナント専用部のエネルギー使用量につきましては、個別に計量されていない場合が多くございます。その場合、オーナーが合理的な手法を用いて推計を行い、テナント側に情報提供を行ってもよいこととしております。

また、オーナーからテナントに情報提供がない場合も想定されますが、そのような場合にはテナントのみで推計して報告することも可能としております。

現状の報告方法を受けて、今回新たに導入される平準化時間帯の電気使用量の報告方法について、(2)以降で考察しております。基本的には、従来の定期報告における報告範囲と一致させることが適当であると考えられます。具体的に申しますと、オーナーにつきましては、テナントが設置・更新権限を有し、かつ、エネルギー使用量を実測値として把握できる設備以外の電気需要平準化時間帯の電気使用量を報告する。また、テナントにつきましては、テナント専用部に係る電気需要平準化時間帯の電気使用量を報告するということとしてはどうでしょうか。

また、テナント専用部のエネルギー使用量につきましては、これまでの整理と同様、推計した値を報告してもよいこととしてはどうかと考えております。

37ページ目についていただけますでしょうか。具体的な推計手法はどのようになっているかということを整理しております。(1) 現行の報告における推計手法でございます。具体的な推計手法でございますが、オーナーがシミュレーションツールを活用する手法、また、ビル全体のエネルギー使用量からテナント使用分を床面積などに応じて按分する方法、また、オーナーから協力が得られない場合、テナントがシミュレーションツールを活用する手法。さらに、コンビニなど類似の業態のテナントが多数ある場合には、類似の業態のテナントの原単位を用いてテナント専用部のエネルギー使用量を推計する手法などが活用されております。

このような現行の運用を踏まえまして、新たな電気使用量の推計手法について考察いたします

た。(2)でございます。従来の定期報告におけるエネルギー使用量の報告と同様に、合理的な手法で電気使用量を推計する必要があると考えております。ただし、前回と違うところとしましては、単に床面積比率に応じて按分する手法をとった場合、テナントの営業時間によっては電気需要平準化時間帯において電気を使用していないこともあります。その場合、実際の電気使用量との誤差が大きく生じてしまうことから、テナントの床面積比率のほか、営業時間等の活動量の情報も考慮した上で、電気需要平準化時間帯におけるテナントの活動量の違いをなるべく反映させる推計手法を用いることが必要であると考えられます。

なお、現在、テナント専用部の電気需要平準化時間帯の電気使用量を推計できる簡易なツールの開発を検討しております。具体的には、事業者の方々が地域、床面積、利用時間、一月の電気使用量等の情報をインプットしていただければ、報告書で必要とされる電気需要平準化時間帯の電気使用量が推計されるというシステムの開発を検討しております。

以上が変更点3に関する説明でございます。

資料2に戻っていただきまして、変更点4でございます。ISO50001の発行を契機とした判断基準の見直しでございますが、こちらにつきましては先ほどご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

続きまして、変更点5、工場等における電気の需要の平準化に資する措置に関する事業者の指針(案)についてでございます。参考資料2を併せてごらんいただければと思います。参考資料2の3ページ目でございます。コジェネ設備の措置でございますが、前回のワーキンググループにおきまして、1.1.(1)オに規定されている「需給がひっ迫した状況」とはどのような状況をいうのか明示しなければ、需要者にはわかりにくいというご指摘をいただいております。

また、同じ箇所でございますけれども、「エネルギーの使用の合理化が一時的に後退するとしても」と規定しておりましたが、省エネ法においてあえて効率が悪くなったとしても、電気需要平準化に資する措置を優先するということを言わなくてもいいのではないかとご指摘をいただきました。

これを受けて、参考資料2の左側の欄でございます。右側は前回の案でございます。左側が改正案でございます。オのところでございますけれども、「電気需要平準化時間帯において政府が電気の需給のひっ迫を知らせる警報を発令する等、電気の需給のひっ迫が予想される場合には、電気需要平準化を優先し、発電出力の増加に努めること」ということで、需給のひっ迫の状況の具体例として、政府の需給ひっ迫警報を挙げました。

また、「エネルギーの使用の合理化が一時的に後退する」という言葉を「電気の需要の平準化を優先し」という言葉に変えております。

資料2の3ページをごらんいただけますでしょうか。また、参考資料の7ページ、8ページも併せてごらんいただければと思います。前回のワーキンググループにおきましては、オフィスビル等の業務部門の電気需要平準化対策についても、労働環境の悪化に留意すべきではないかというご指摘をいただきました。

そのため、7ページ目から8ページ目の上段にかけてでございますが、オフィスビル等の業務部門において特に実施されている空調又は照明に関する電気需要平準化に資する措置について規定するとともに、それらの取組が労働環境の悪化につながらないように留意する旨明示しております。

具体的に申しますと、ア. とイ. のところで規定しているわけでございますが、ア. イ. それぞれの一番最後のところに「なお、これらの取組が労働環境の悪化につながらないように十分留意すること」と記載しております。

そのほか、指針につきましては、細かい修正をしておりますが、すべてわかりやすさの観点から文言の修正を行っております。

以上が変更点5の指針に関する説明です。

資料2の3ページに戻っていただけますでしょうか。変更点6、電気需要平準化に関し事業者（荷主）が取り組むべき措置に関する指針（案）についてです。こちらは取りまとめ案の66ページをご覧いただきたいと思います。前回、荷主の指針に関しましてはご提示ができておりませんでした。今回新たに指針の案を作成いたしまして追加しております。

具体的には66ページの指針に沿ってご説明させていただきます。まず、前段のところですが、工場の指針と同様に並びをとって記載しております。一番上でございますが、荷主は、エネルギーの使用の合理化を図るとともに、電気の需要の平準化に資する措置の実施を図るものとするとして規定しておりまして、電気の需要の平準化の指針ですが、エネルギーの使用の合理化を図ることが重要であるということの規定しております。

また、その下におきましては、平準化時間帯を工場の時間帯と同様の時間帯として規定しております。

さらに、その下の「ただし」のところですが、電気需要平準化に資する措置の中には、エネルギーの使用の合理化の効果を必ずしももたらさない措置もあることから、これらの措置を講ずるに当たっては、エネルギーの使用の合理化を著しく妨げることのないよう留意するものとするとして規定しております。

さらに、その後、なお書きとして、労働環境の悪化又は従業員への負担の増加につながらないように十分留意するものということの規定しております。

続きまして、荷主が取り組むべき指針の措置でございます。1につきましては、荷物を出す時間の見直しということで、1-1を規定しております。具体的な電気需要平準化の時間帯における貨物の輸送の軽減への協力でございます。貨物の輸送は貨物輸送事業者が実施するわけですが、その輸送だけではなく、駅等における荷役作業なども含めるものと考えております。

こちらの運輸事業者の取組への協力として、電気需要平準化時間帯における貨物の輸送を軽減させるため、荷主は荷送りの時間の見直し、その他貨物の輸送に係る電気需要平準化に資する貨物輸送事業者の取組への協力を検討することとしております。

続きまして1-2でございます。こちらは充電を要する電気自動車が普及した際に必要になってくる規定と考えております。1-2、電気を使用する輸送用機械器具の充電時間帯の電気需要平準化時間帯以外の時間帯への変更への協力でございます。充電を要する電気を使用する輸送用機械器具の充電を軽減させるため、荷主は貨物輸送事業者が充電時間を電気需要平準化時間帯以外の時間帯への変更ができるよう、貨物の荷送りの時間帯の見直しを検討することとしております。

続きまして、最後の67ページへいっていただけますでしょうか。2.としてその他荷主が取り組むべき措置を規定しております。2-1でございます。こちらは、荷主の判断基準にも規定されておりますが、平準化時間帯における省エネ措置の徹底を工場の指針と同様に定めております。

また、2-2につきましては、これまで貨物を出す側に着目して時間帯の見直し等の協力をすることを規定してはりましたが、荷物を受け取る側の着荷主としての取組を規定しております。調達する貨物を自らの貨物として取り扱う場合には、平準化時間帯における貨物の受取りを軽減させるため、荷主及び貨物輸送事業者に協力し、荷受けの時間帯の見直しを検討することと規定しております。

以上が変更点6の荷主の指針の説明でございました。

以上で資料2及び資料3の説明を終わらせていただきます。

○高村座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきましてご議論をさせていただきますけれども、内容が多岐にわたっておりますので、資料2の各変更点ごとにご審議いただきたいと思います。

まず初めに変更点1、電気需要平準化の設定の部分について、ご意見、ご質問がありましたら、お願いしたいと思います。

松村委員、お願いいたします。

○松村委員

案に反対ではなく、報告書も変えていただかなくても結構ですが、一点コメントします。説明で、夏期あるいは冬期の休日にも秋とか春の平日の昼間より大きな需要があるのだから、休日も平日も区別しないのも有効であるという記述に関しては、私は異議があります。例えば発電所の定期点検をなるべくピークの時期、夏期や冬期に入れないようにして、夏冬は十分に供給力を維持している。その夏期や冬期には平日の方が休日より需要が大きい。夏とか冬の休日に平日の需要がシフトするのは、需給対策の点でも、省エネの観点からも良いこと。夏、冬で元々休日にもそれなりに需要があったとしても相対的に需要の少ない休日に需要を移すことは十分に意味のあることで、本来的には平日と休日を区別してやるほうが望ましいと思います。

ただ、ご説明いただいたように、技術的な理由で区別が難しいということであれば、次善の策としてこうなるということであって、夏や冬の休日だってそれなりに使っているから、そもそもシフトするのは意味がないととられると大変困ります。秋とか春というのはその時期に定期点検をある程度入れていて、供給力も下がっているという局面での需要ということを考える必要がある。単純に消費水準の絶対値を比べるのは安易すぎます。このような誤認をされないよう、平日と休日を区別しないのが正しいと誤認されないよう、一言発言いたしました。

以上です。

○高村座長

では、表現方法を少し変えた方がよろしいでしょうか。

○松村委員

表現方法を変えていただかなくても、平日と休日の区別をできなかったのは残念だがやむを得ないとの判断であるという記述が議事録に残れば結構です。

○高村座長

どうもありがとうございました。

○福田省エネ課長

松村委員ご指摘のとおり、この部分は、前回事務局の提示案では休日は除こうかと、時間帯も1時間ほどずれた提案をして、ただ、事業者の負担を極力軽減する、あるいは、法律の効率を上げるということで、今回切り替えさせていただきました。ただ、省エネを進めるという観点からは、いつ、どれだけの電力を使っているのかを把握することは第一歩だと思いますので、報告書の11ページの一番最後にそのあたりを書かせていただきましたが、そういったことを進めていくということ、それから、指針の中でも計測管理の徹底ということは書かせていただきましたので、そういった精神、今のご指摘も踏まえて今後も実現に向けて進めたいと思います。ありがとうございます

います。

○高村座長

そのほか、変更点1についてはいかがですか。柏木委員、お願いいたします。

○柏木委員

前回欠席をしたものですから、このいきさつを明快には理解していないところがあるかもしれませんが、一昨日、電力の需給検証の委員会がありまして、今回の夏、例えば九州電力でピーク2時とか3時ではなくて夕方出るということが示されていて、ピークはこれから地域によって変わっていく可能性があるということを考えますと、この時間帯を少し広くとっておくということに関しては、初期の段階として広くとってこの法律を遂行していくということはいいい方向なのだろうと考えて、夏、冬合わせて同じ時間で混乱を避けるという観点からすれば、産業界にとってもそれほどオーバーワークにならないと思いますので、これを支持したいと思います。

以上です。

○高村座長

どうもありがとうございます。

山本オブザーバー、どうぞ。

○山本オブザーバー

今、柏木先生からピークがちょっと後ろにシフトしたというお話がありましたが、これはまさに勤務時間等、経済活動で、商売のほうで、私どもではそのところにお客さんが相当来るわけですね。今回の管理の仕方の中で20時まで入るということは、そのところにかかなりの経済活動があるわけですよ。そのところをシフトしろということは経済活動をもっと後ろに持っていくということになるので、今回の変更の中にはハード的なシフトの考え方はあるんですけども、マネジメントで運用改善をどうやるかという視点からの切り込みがないので、私どもとしては非常に取組は難しい状況です。誰かがつくったものをどう運用していくのか、そのときにシフトという考え方が入っているのか。だから、この部分を淡々と報告しろということ自体は問題ないのですけれども、成果を期待されるところで、変更点3でも同じなのですけれども、対応しかねる部分が含まれているのではないかなということで、問題提起でございます。

○高村座長

そのほか、いかがでしょうか。日吉オブザーバー、お願いします。

○日吉オブザーバー

ちょっと細かいところなのですが、取りまとめ案の11ページの表の下の段の3行目に、「電気会社から提供される検針票から電気需要平準化時間帯の電気使用量を把握できるようにな

る」と書かれているのですけれども、私が聞いた限りでは、先回の議論にもありましたけれども、電気会社さんからはこの時間帯の使用量がすべてそのまま提供されるわけではなくて、データとしてはいただけるのですけれども、それを需要者側で加工しなければこの形が把握できないというところが結構あるように聞いたのですね。そうした場合、このまま電気使用量を把握できるようになると素直に読んでしまうと、電気会社さんからデータをそのままもらえるのかなと思う人もいるのかなと思ひまして、実態と合わせてもう一度そのあたりをお聞きしたいということでございます。

○羽原省エネ課長補佐

データというよりは、毎月いただく検針票に昼間の時間帯の使用量として一月の電気使用量が記入されていると認識しております。その昼間の時間帯が8時～22時となっておりますので、現行の定期報告においても昼間と夜間を分けて報告しているわけですが、検針票に記載された値を12か月分足して報告していると認識しております。

どの程度の事業者が報告されているのかということ进行分析したものが11ページの途中のところに書かれておりますけれども、エネルギー管理指定工場において昼と夜間を区別して報告している事業者の電気使用量の割合は全事業者の60%程度ということですので、残り40%の電気使用量を用いている指定工場については恐らく把握ができていないと、そういう実態になるかと考えております。

○日吉オブザーバー

わかりました。もうひとつお聞きしたいのは、ここでは電気使用量の把握が60%ですので、先回もありましたけれども、事業者数の60%ではないということですね。事業者数は10%になりますか。

○羽原省エネ課長補佐

事業者全体では各指定工場ごとに事業者を足し上げて報告するものですから、工場のほうは工場把握しているかどうかですぐ報告いただけるのですけれども、事業者全体ですと推計が正しくないと考えられますので、ここのところは算出されておられません。

○日吉オブザーバー

わかりました。

○高村座長

よろしいでしょうか。

では、変更点1につきましては、この取りまとめ（案）のとおりにさせていただくということにします。

続きまして、変更点2、判断基準の見直しの部分についてのご意見、ご質問などがありましたらお願いしたいと思います。

なお、この件につきましては、岩船委員より意見書が提出されております。資料の一番最後についておりますので、これにつきまして岩船委員から説明をお願いいたします。

○岩船委員

私も1回目は出席できませんでしたので、内容をお伺いしたのですが、少し疑問がありまして、紙に書いたほうが整理しやすいと思いついてきました。

基本的に2つ私が気になったことがございまして、今のこの取りまとめ案からどの程度変更できるのかはわからないのですが、評価係数 α というものの設定の考え方についてというのがまず1つです。これは前回の資料のページ番号ですので、今回の取りまとめ案の25ページです。この評価係数 α の考え方として、事業者の電気需要平準化に資する措置を一定程度評価する観点と、国全体としてのエネルギー使用の合理化を阻害しない範囲と2つあるのですが、基本的には2から評価係数が決められるべきものではないかなと私は思いました。

エネルギー使用の合理化を進めることが主な目的なので、①で事業者が何をやるかを進めるといってはあくまで結果でかつ、26ページに書かれた数字はあくまで目安であって、これをなるべく大きく評価し、ここから評価係数を決めるというのは負荷平準化という目的から考えるとちょっとおかしいのではないのでしょうか。下のほうの合理化に資する範囲ということで、そこから決まったものの中で、これに見合うものを選択してくださいというのはわかるのですが、

ということで、25ページの一番下に、①からは評価係数はNAS電池の1.32程度、②のほうは1.03～1.48で、これらを総合的に評価し、評価係数は1.3程度と、ここの流れがちょっと飛んでいないかと思いました。なので、もう少しここは丁寧に書いていただきたい。あくまで合理化に資するものを進めるというのが目的であり、その方向に事業者が取り組む方向性を一致させるというのがこの法律の目的だと思いますので、そのような書きぶりしていただきたいと思いました。

もう1つが、その結果決まった1.3という数値の意味合いです。これは視点1、2、3の限界電源でカウントしたものにほぼ等しいということです。ただ、最終的にこれをかける相手はエネルギー使用量そのものなので、限界分を評価する、削減分を評価するのはいいのですが、消費量にかけるものとしては実は矛盾があると思います。

もちろん、事業者さん側では毎年生産の原単位が変わるので、これはしょうがないというのわかるのですが、ここに矛盾があり、この1.3という数値が限界で決めたのか平均で決めたのかとか、そのあたり一体どういう前提で決まったのかということをもう少しきちんと、せめて限界

を選ぶのであれば書いてほしいなと思いました。でないと、得られた原単位の意味が、何の意味をなすのが全然わからなくなるなと思いました。もちろん、電気需要平準化原単位という新しい定義であるとは思いますが、その数値の持つ意味がわかりかねるところがあるので、もしこの数値を用いるのであれば丁寧に説明していただきたいなと思いました。

この2点ですが、そのほかに一つ質問があります。先ほど対象とするピーク時間帯が変わったので評価係数は変わったと思うんですけども、視点2をよく見ると2010年のピークの日だけで決めているように見えます。もし休日、平日を含めて平均をとったら1.27よりもっと小さくなるのではないかなという懸念があるのですけれども、それは問題ないのでしょうか。あくまでぎりぎりの限界の電源だけを持ってきたように読めるのですけれども、それで問題はないのでしょうか。

以上です。

○高村座長

これにつきましては、木村省エネ・新エネ部長からお願いします。

○木村省エネ・新エネ部長

すべてのご指摘にお答えするべきでもないと思いき、法律の目的とか手段の混在ということでコメントをいただきましたので、それについて若干補足をさせていただければと思います。

確かに岩船委員ご指摘のとおり、例えば、電力の負荷平準化対策といったものをどの程度進めるか、あるいは、どういうふうな手法で進めるかということについては、様々な考え方があると思います。また、その中で、5月に成立いたしました改正省エネ法を施行していくということで、法律の枠組みにのっとり私どもとしては考えさせていただいて前回の資料はつくったのですが、舌足らずなところがあることは先生ご指摘のとおりかもしれません。

今回の改正省エネ法の体系ですけれども、基本的にはエネルギーの使用合理化という概念と、電気の需要の平準化という概念は、あくまでも法律上は並列的な概念であるということでございます。例えば、合理化の中に平準化が包摂されるといったことではないですし、どちらが上下ということはないと。したがって、題名も変わりまして、「エネルギーの使用の合理化“等”に関する法律」となったということは事実としてございます。

他方、双方に矛盾があるのにそれをそのまま放置するということが適切とも思われないうことで、一定程度節度あるいはバランスも必要になりますし、今ご議論いただいているのは5条1項でございますので、これ自身はエネルギーの使用の合理化を進めるための判断基準でございます。他方、3項の定め方のところに、電気その他のエネルギーの需給を勘案して定めるという要素も入っておりますので、それを考えながら前回の提案をさせていただいたということござ

います。

確かにデータ上の制約もございまして、どうしても限界がある中で自然科学的な割り切りというのはやや難しいところもございまして、どうしても法的な評価になってしまうようなところがあるのですけれども、私どもとしても単純に足して2で割るとかいった考え方ではございまして、使用合理化を犠牲にしない範囲内で実態に照らして考えて、現実が一番近似的なものが視点2ということで示したものとして、前回のご議論の中でご指示をいただいたのではないかなと私どもとしては付度をしていただいております。

この点につきましては、いろいろなお考えがございまして、そこは委員の先生方でご議論いただければと思っております。代案がありましたら、その中でお示しいただければと考えております。とりあえず補足とさせていただきます

○高村座長

というご説明ですけれども、いかがでしょうか。

○岩船委員

大体わかりましたが、省エネかキロワットの問題かという話ではなくて、そもそも昼間キロワットを下げる意味がなくなるのではないかという懸念なんですね、事業者さんだけのことを考えてしまうと。要するに、今これだけ火力発電の占める割合が大きくなってきていますので、昼も夜も原単位はほとんど変わらなくなっている状況で、無理に昼間のピーク削減を進める意味があるのかという話に直結して来てしまうので。平準化を目指すにしても図2の下(合理化)のほうだけで判断すべきではないかなという気がしたということです。もちろん、この先需給ひっ迫に対応するとか別の軸があるなら、それはそれで構わないと思うんですけれども、あくまで②の基準で本来決めるべきではないでしょうか。ですので、ここにもう少し丁寧に記述をしていただきたいと思います。

以上です。

○高村座長

そうしますと、記述を丁寧にするというところで、評価係数としてはこのままでいいということでしょうか。

○岩船委員

そうですね、あくまで限界電源あたりの数値で評価すべきというのが皆さんのご判断であれば、限界をとるか平均をとるかというのはいろいろな考え方があると思いますので、そこはいいと思うのですが、限界を使うのであれば、消費量にかけているという矛盾があるので、そこをもう一回説明してほしいということです。削減量にかけた場合と全体量にかけた場合でどのぐらい

結果が違ってくるかというような目安を一つ示していただくとか、そういったことは必要なのではないかなと私は思います。

○高村座長

松村委員、お願いいたします。

○松村委員

誰かが言わないと、これが正しいけれども、この委員会では正しいものを採用しなかったと誤認されると困るので発言させていただきます。まず、平均と限界で矛盾があるというのは、お考えはわかりましたが、私は正しいとは思いません。例えば、二酸化炭素の排出に関して社会的な限界の費用が算出され、この限界をその企業の二酸化炭素の排出全体にかけ、その企業の排出の社会的費用を算定するのが、このロジックが正しければ、誤りだということになると思いますが、私は絶対にそのようなことはないと思います。

あるいは、企業の行動を変える目的でルールを決めるときに、限界のコストを計測し、それを一律に税としてかけるというのがおかしいのか。線形にかけるのが、量に比例してかけるのがおかしいのかと言われると、本当に貢献するのは限界のところだけなのだから、根っこの部分に同じように税金をかけるのはおかしいという議論も私はおかしいと思います。私は今回のやり方で矛盾があるとは思いません。ただ、ここで計算されたデータを使うときに、こういう性質のものであるということはちゃんとわかった上で、この数字を見る人はそのような数字であることを理解した上で使ってください、という指摘であれば正しいので、その指摘は受け入れます。ボトムアップで、ピークが完全になくなった時の日本全体の省エネ効果をこのかけ算から推計する人がいれば、それは確かに誤りです。省エネ法の目的からしてこのような使い方をする人はいないとは思いますが、いずれにせよ私は矛盾があるとは思いません。

それから、数値を変えなくてもよいが、記述を変えてほしいという点に関して、配慮はあってもいいかもしれない。もともとの経緯からすると、本来は合理化に資する範囲で評価というのが主であって、上のほうのところは、この程度の係数でも一定程度こういうピークシフト対策は進む可能性があるというのを見せたのだと思います。もともと省エネ法の改正の段階で、これを相当大きくしてくれないと機器の普及などは進まないという議論も一方であり、しかし、その下のほうで理屈がつかないような2とか3とかいう数字になったら、機器の普及は進むかもしれないけれども、省エネ法の趣旨に反するのだという議論をしてきたと記憶しております。

この議論は、恐らく下のほうで数値を考えて、上のほうでもこの程度の係数でも十分な対策はとれることを見せているのだと思いますので、それに近い形でもう少し修文することはあってもいいかもしれない。

以上です。

○高村座長

どうもありがとうございました。

では、今のような修文をしながら、値としては1.3ということでもよろしいでしょうか。

○福田省エネ課長

今、岩船先生から大きく2つの意見、考え方についての記載ぶりと、それから、限界効率にかけていいのかどうかと。後者のほうはどういう修文がいいのかというのを教えていただきたいと思うんですけども、冒頭ございました、25ページで「これらを総合的に評価し」というところがちょっと飛んでいるのではないかというところについて、この報告書の考え方を改めてご説明させていただきたいと思います。

20ページのところから評価係数 α をどうするかという話が始まっておりまして、 α というのは何かというと、電気需要平準化時間帯における買電量を見かけ上大きく扱うために何か係数が必要だと、そこから始まっております。その上で、この α というのは、次のページの冒頭にありますけれども、2つぐらい考え方があるかなと。①は、今もご議論いただいていますように、事業者が実際にやっているものは本当にピークカットに悪いのかといたら、多分悪くないと思うので、これらを一定程度評価する。そうすると少し大きくなければいけないという考え方。一方で、あまり大きいと、今、松村先生からもございましたように、本来やるべきエネルギーの使用の合理化を著しく阻害してしまうと、これはよくないよねと。このような2つの考え方をもうちょっとかみ砕いて言うということで、①と②についてのデータが出ております。

ただ、この2つの考え方は一致するわけではないものなので、いろいろな考え方、数値は出てきたのだけれども、このうちのどれが一番正しいと思いますか、どれに決めますかということではなくて、この辺をごらんいただいた上で、それなりに取組を進める、それなりに合理化を阻害しないということで、それを事務局なりに表現したのが「総合的に評価し」と、そういう感じでございます。

だから、こちらのほう、どの部分をどういうふうに表示すればいいかというのは、今のようなストーリーの中での話でもよろしいのか、それとも、何がいいのかというところはぜひご相談させていただければと思います。

○高村座長

では、どのように取り入れるかというのはまた委員の方にご相談しながら取り入れるということにしたいと思います。

そのほかはいかがでしょうか、係数1.3につきまして。柏木委員、お願いいたします。

○柏木委員

これは前から、例えばピークのとときにコジェネレーションで電気を賄ったと、電力会社に言わせれば、全部の平均的なCO₂効率と考えていいと思いますけれども、電源別等もかけて、全部の平均の値と。コジェネレーションを進める立場の方々はこれはマージナルというか代替されると。まだわかりませんが、これから電力の自由化も徐々に進んでいくということが、例えば臨時国会でかかるとかいうことを考えると、電源というのはメリットオーダーで運転して、ベースの電源があって、これは昼夜ずっとベースで動かすわけですから、需要が多くなってくると徐々に効率が悪いとか高い電源、市場でいけば高いメリットオーダーでいったので、ピークになったらめちゃくちゃ悪くても足らなければしょうがないからというので。

だから、市場自体がメリットオーダーの市場でそれが機能しないと日本全体としてのコストミニマム、あるいは、一次エネルギー投入ミニマムになかなかならないと思うんですね。ですから、今ここで言っている8時から22時というのは、非常に長い時間ではありますけれども、考え方によってはベース以外の電源の総称だと。ということは、ベースとメリットオーダーで、ベースはメリットオーダーは決まっていると思うんですけれども、需要に応じてメリットオーダーで動かしていくときの平均値をとると、この間で省エネをやればマージナルな電源というか、限界電源という限界。それをとった平均が1.3に近ければ、等価的にエネルギー使用量と電力の使用量と、それに相当する一次エネルギーの消費量とは一応リンクしてくるはずの値であると考えてよしいと、私はそう思っているんです。

それが1.3に近いということであれば、その値に近い値を利用しておけば。結果としては省エネ量に関してはメリットオーダーでベース電源以外のものを使うと。電力全体の使用量に対する1エネルギー換算でも、そういうときにも全体の平均値のものを使っていくと、私はそういうふうに思っていて。そういう意味で、1.3はともかくとして、こういう考え方には賛同しているということです。

○高村座長

具体的に説明していただきまして、どうもありがとうございます。そのような考え方で進めているということでございます。

では、判治委員、お願いいたします。

○判治委員

ご存じとは思いますが、平成17年から今の定期報告で求めているエネルギー、電気の使用量というのは、昼間は9.97GJ/千kWh、それから、夜間は9.28 GJ/千kWhということで、約1.07倍の評価をもととしているわけでございます。そういう状況の中で3.11が起きピークを

カットすることを一層促すということで今検討を行っているのではと思っております。つまりこういった評価により更に負荷平準化が進まなければならないと考えております。

したがって、もともと報告しているものと同じような数値だと事業者としては何のためにやっているのかわからなくなる意味の無い報告をしなければいけないということでございますので、省エネルギーセンターという立場ではないのですけれども、私の立場からすると、むしろ α 係数を2倍とか3倍にしたほうが平準化をしようとするインセンティブにつながるかと思います。ただし、それだとその数値自体の根拠としては弱いため、この程度の値でいいのではと感じております。

○高村座長

どうもありがとうございました。

それでは、変更点2につきましては、説明については少し加える部分がありますが、係数としては1.3で進めさせていただくということにさせていただきます。

続きまして、変更点3、テナントビルにおける電気需要平準化時間帯の電気使用量の報告につきまして、ご意見とかご質問がありましたら、お願いしたいと思います。

小川オブザーバー、お願いいたします。

○小川オブザーバー

日本ビルディング協会連合会の小川でございます。前回、私どものほうでいろいろ課題を申し上げたところ、かなり整理をしていただきまして、ありがとうございます。

特に私どもが課題としていましたのは、今回、時間ごとに切って量を把握するということになると、テナントとビル側で大きくミスマッチが起こる可能性があることです。1時間ごとといった形でのエネルギーの把握は、見える化が遅れている小規模ビルに入っている、届出義務が課されている大型の事業者さんがいる場合。その大型の事業者さんからデータがほしいと言われて、小規模のビルのオーナーさんはなかなか対応が難しいと考えておりました。今回、そういう形で推計をしていいという整理をしていただきまして助かると思います。

ただ、長期的に考えますと、オーナーさんのほうからしっかり情報をテナントさんに渡せるような体制をつくるのが望ましいと考えます。テナントのほうで勝手に、恐らくATMとかコンビニみたいところは業界としての原単位があるでしょうから、それを使って推計するというところで構わないと思いますが、いわゆるテナント貸しをしているということを考えますと、オーナー側から情報を提供できるようにするというのが望ましいかと思えます。

そこで重要になるのが推計手法でありまして、今回、パラメータをいろいろ加えたものでツールを検討されると書いてあります。そこは感謝するところでございますけれども、問題はいつま

でどういう形を出していただけるかということです。40ページのところの参考2では、前回のときは3月までにツールを用意してというような話で整理しておられたので、今回、検討はしたけれども、やはり使えませんでしたということにはならないと思いますし、そういうことはないと思いますが、ぜひそういう形でツールをつくっていただきたいということをお願いします。

また、そうしませんと、先ほどのISO50001の話に戻りますけれども、PDCAが回らないわけで、状況ごとに手法を取り替えてしまいますと、努力が全然見えてこないということになりますから、小規模のビルの方に対して私どもも推奨するという意味では、推計ツールがあることは非常に重要だと思いますので、ぜひそのあたりできれば検討し、活用するというような形で整理していただくと助かります。

以上です。

○高村座長

どうもありがとうございました。

○羽原省エネ課長補佐

ご指摘いただきましてありがとうございます。システムの開発につきましては、こちらの法律の施行を来年の4月1日を目指しておりますので、それまでには開発ができればと考えております。実際にツールをつくっていかねばわからないところはあるのですが、そこは何かそういう形でできるようにと考えております。

○高村座長

そのほかご意見ありますでしょうか。山本オブザーバーどうぞ。

○山本オブザーバー

先ほど1のところでもちょっとお話させていただいたのですが、ショッピングセンターの中にはテナントが600も1000もあるわけですね。その取引量を決めるのに今まで大分苦労してやっと定着したわけですね。今までは平米単価で幾らとか、第2共益費とか、そういう形で取り扱ってきたのを、キロワット/時で取引しますよと。これは減らせばコストも下がるので非常に協力的にやってくれたわけですよ。今回は単価は違いませんね、一緒ですよ。これを全部に協力してもらうためにまずメーターを全部替えなければいけないですね。

できれば我々としては相対的に、館全体でのシフトは先ほどの1.3でも何でもいいんですけれども、昼と夜ということは管理上できますけれども、テナントごとに昼と夜の時間管理はしていません。だから、できないものを要求されても、60%以外の40%のところであらゆる形で扱ってくれるのであればいいのですが、そのときにシフトしていないということで理由書を書かされるのも煩雑になってきますので、1つのビルとして自社ビルだったら問題はないのですが、非常に多くの

テナントがある建物で、今でさえかなり煩雑になっています。

それから、空調の関係についても簡易的な計算方法でやらせていただいています。それがまた夜、昼ということになると倍になるし、なおかつ計算を間違ったり。それから、今回の頭で、例えば電力会社さんとの取引の中で振り分けておりますが、実際のテナントのやつは課金システムだったり、BEMSだったりでやっているわけですね。その間に数字の乖離がございます。そういうのが全部合わさって、最終的に管理の数字がどういうことかということで、ここのところについては我々としては実現不可能な状況になるかなと。

ということで、緩和措置があるのであれば、テナントの多いところについては、全体な建物、館で管理してもらえばいい。今までは「テナント除く」なんだけれども、受けるほうは全部オーナーさんのほうで受けるわけでございますので、テナントはそこるところに。ただ、協力というか、今現在も省エネ活動とかいろいろなことで会議体を設けたりいろいろなことをやっていますということなので、そこは全体管理の中で指導していただくということでこれを変えていただかないと、手間、人件費等考えると、現実には不可能だと思います。私も帰って説明のようがないということでございますので、そこところは十分ご配慮の上取り扱っていただきたいということでございます。

○高村座長

業種によっていろいろなご事情があると思いますけれども、それを少しでも緩和するために、今回、ビルにはツールをつくったということですね。

○羽原省エネ課長補佐

ご指摘いただいた点につきましては、シミュレーションツールの中にショッピングセンターも同じようなツールの開発を考えております。また、先ほどのご説明では省かせていただいたのですけれども、取りまとめ案の12ページに書いてある代替措置でございますが、現行の定期報告におきましても昼と夜を分けてご報告いただいております。昼の時間帯は8時～22時で、夜間は22時～8時として現行でも報告いただいております。今回新しく時間帯が8時～22時と決まったものですから、夏と冬の部分を足し上げてご報告いただくということになると思います。ですので、これまでいろいろな推計手法を用いてご報告いただくことができていたのであれば、同じようにご報告いただけることになるのではないかなと考えているということが1つでございます。

さらに、現行の昼と夜を分けて報告する際も例えば低圧の事業者さんなどは昼と夜を分けて報告することはできませんので、そういった事業者さんにつきましては、昼と夜を分けることなく、昼のところすべて値を入れるという代替措置を設けております。現行の代替措置を踏まえて、今回法改正をした場合に、電気需要平準化時間帯の報告をすることになります。

そちらについては、13ページの「これを踏まえ」以下ですけれども、電気需要平準化時間帯の電気使用量が計測できない事業者につきましては、各事業者が把握可能な範囲内で電気需要平準化に取り組むことができるよう、従来の運用にならい、昼夜間別の電気使用量を把握できない場合は、夏期・冬期におけるすべての買電量を電気需要平準化時間帯の買電量として報告することで代替措置を設けております。

この代替措置と、現在開発を検討しているシミュレーションツールの利用で、何とか報告ができないかなと考えております。

○山本オブザーバー

実態が理解されていないのではないかと思いますよね。実態は、共有部分、今回のハードでもハード的な措置は全部共有部分だから、オーナー側のエネルギーをコントロールしている部分ですね。テナントさんは昼間の活動で使っている部分なんです。けど、そのところを昼間と夜でどういうふうに切り替えるか、照明もどうやって切り替えるかと、相当苦勞してやっているわけですよ。

おっしゃるように、理由書さえ要求されなければ、実態はこうですよと出して受けてくれるなら何も問題ないですよ。けど、全体的に施策として平準化をやりましょうねということでこれをやっているわけですよ。そういう中で、やれるところからやっていけばいいのであって、できないところは緩和するべきではございませんか。これをあまりやってしまうと、商売をやっている人たちが昼間の活動をやめてくれという話になってしまうので、ネットで全部やってくれとなったら、ショッピングセンターは存在なくなってしまうのですよ。それだけ大変な話ですから、よろしくご配慮をお願いします。

○福田省エネ課長

ちょっと補足させていただきます。まず、今回の電気需要平準化時間帯の報告の追加によって事業者の範囲は変わりません。したがって、オーナーとテナントの関係が、今報告義務がある方々は引き続き報告義務はございます。今まで法律違反をしていないとすれば、既に一定の推定の下それぞれオーナーもテナントも推計をして報告していると思います。

今回変わるのは、一番プリミティブな一番推計ができないケースで申しますと、昼も夜も区別できていないと。では、春と秋を除いた夏と冬に分だけここに書いてくださいと、それが追加されるだけです。昼と夜が既に区別できているのであれば、今回、昼・夜区別の考え方を一致させましたので、同じくそこについて夏・冬分を取り出して報告いただくだけです。もちろん、その分の煩雑さは増えますけれども、今までの考え方を大幅に変えることはないのではないかと考えております。今まで調整をしていないものですから……。

○山本オブザーバー

そのところも違って、ショッピングセンターは土・日は家庭の皆さん、あるいは、主婦の方、老人の方、いろいろなオアシススペースを設けて、そこに来ていただいて、家庭のクーラーをとめてください、照明をとめてください、集まってきてくださいということで、結果的に集客につながるのですが、そういうことを細かくやっているわけですね。そういう今までやった努力がみんな泡になってしまうので、そういうところを理解していただかないと。

○高村座長

ほかの業種においてもいろいろなお事情がありますが、いずれにしてもできるだけやりやすい形で進めていくということでもあります。前回の改正のときにもこういう問題がいっぱい出てきて、定期報告をするのが難しいというお話がありましたが、少しでもうまくいくような形で運用していますので、今回もそういうような形で進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○山本オブザーバー

最終的にはこれがどういう形の運用になるか、そこが一番重要な問題なので。運用のところ、これはゆるやかにもっていくよということであれば何ら問題ないと思うのですが、できないものはできないのでしょうがないのですから。総論としてはもっともだと思っています。ただ、具体的にやるときに個々のショッピングでそれを実際にやる人は相当煩雑になってしまう。それから、現実そういうものにできていない。設備だけ変えればいいわけではないということなので、運用のところをどうやってやるかという誘導の仕方が鮮明になっていないので。我々も今までいろいろな形で要望があったものを実行するべく、いろいろなやり方を説明してきたのですが、今回のこの措置については非常に歯切れが悪くなるということで、特にテナント部分については応じられない可能性があるなということでございます。

○高村座長

そういう細かい部分はまたご相談させていただくということでよろしいでしょうか。

○福田省エネ課長

これからの運用については、まず知っていただく、説明をするということもありますし、どういう対応ができるのかということについても、ぜひ今後も意見交換をさせてもらえればと思います。いずれにしても無理なことはさせられないし、かといって何もしなくていいというものではないので。無理な運用はしない。一方で、何としても省エネあるいは負荷平準化に寄与するような方向に持っていきたいと思いますので、今後も実態を踏まえて何ができるかということと一緒に考えていければと思います。

○高村座長

それでは、ただいまの変更点3、テナントビルにおける電気需要平準化時間帯の電気使用量の報告につきましては、運用についてはいろいろとご要望がありますけれども、この内容でよろしいでしょうか。

それでは、次に進ませていただきます。変更点4は、ISO50001ですけれども、これについては一番初めにご意見もお伺いしましたので、文面について少し変更するところはあるけれども、これでよろしいでしょうか。

それでは、変更点5でございます。変更点5、工場等における電気の需要の平準化に資するに関する事業者の指針（案）について、変更分を中心にご意見を伺いたいと思います。参考資料に完全な新旧対照表があります。下線の部分の変更分ですけれども、前回のご意見を取り入れてこのように変えたということです。

判治委員、お願いいたします。

○判治委員

前回ご指摘申し上げた内容ですけれども、「緊急時にエネルギー使用の合理化に影響があったとしても負荷平準化に取り組む」というような記述があったと思うんですね。

○高村座長

「一時的に後退するとしても」という表現ですね。

○判治委員

すみません、そうです。「エネルギーの使用の合理化が一時的に後退するとしても」という部分ですが、もともとこれはエネルギー使用の合理化の法律なので、あえてその表現を出さなくてもいいのではないかとということでご意見申し上げたのですけれども、それがなくなっているのでもよろしいのではないかと思います。そうはいつでも電気需要平準化時間帯で需給がひっ迫しているときは、できるだけ電気の使用を避ける努力をすることを促すという表現がはいっているので、この取りまとめ案でいいのではないかと思います。

○高村座長

そのほかいかがでしょうか。明田オブザーバー、お願いします。

○明田オブザーバー

電事連の明田と申します。この場をお借りしまして一言お礼を申し上げたいと思っています。この夏の節電でございますけれども、皆様方のご協力によりまして、何とか夏を乗り切ることができたということでお礼を申し上げたいと思います。また、冬に向けては、柏木委員長の下で需給検証をやっていただいております、よろしくお願ひしたいと思っています。

ということが1点。あと一つ、非常にベーシックなことなのではすけれども、確認をさせていただければということでございます。この指針の構成としては、1で熱源の変更の話、それから、2で時間帯のシフトの話ということで構成されていると理解しておりますけれども、そういった中で事業者様方の現実的なところを考えますと、こういった状況でも現実では例えば空調機器の熱源を変えていただくということもありますし、付帯設備のことなども考えますと、効率のいいものに更新するというような手段をおとりになられるケースもおありになるのではないかと考えております。

そういった意味において、事業者様からこの指針を見て見える風景として、そういうところが恐らく当たり前のことなので、あえてうたっていないのかなと理解しておりますけれども、この指針からはそういうことも読めるのですよということがもし確認できるのであれば、お願いできればと思います。

○羽原省エネ課長補佐

それについて関連する箇所として、参考資料2の7ページ目の「その他事業者が取り組むべき電気需要平準化に関する措置」の「(1) エネルギー使用の合理化に関する措置」ということで規定しております。従来の判断基準に規定されているような省エネにつきましても、平準化時間帯に重点的にやっていただくことで電気の需要の平準化の促進に貢献できるということを規定しております。こちらには例えば空調の機器などを更新することで省エネ性能の高いものに入れ替えるということも含まれていると考えております。

○明田オブザーバー

ありがとうございます。事業者様方から見てわかりやすくという意味で考えますと、今後、解説みたいなものもされるのかなと考えておりますけれども、そういったところのできるのであれば、そういったところも触れていただければありがたいと思っております。

○高村座長

そのほかいかがでしょうか。村越委員、お願いいたします。

○村越委員

今の高効率機器への更新というのはもともと判断基準の中にもずっとうたってきている。単純に言うと、昼の電気を1割、夜間にシフトしたときの全体に1.3をかけた削減率と、全体的に例えば10%の高効率機器が入って全体が1割下がったといったときの削減率を比べると、高効率機器を入れたほうが1.3をかけても削減率は大きくなります。ですから、いろいろなケースで様々あると思いますが、単純に計算すると、単にシフトするのではなくて、ベースになるような高効率機器を入れたほうが、効果は大きいという指針になるのだと思います。

ですから、そのことは、指針の中で、もうちょっと注意喚起するようなことがあってもいいのかなと思う一方、これからこれを普及させていく段階でのガイドラインが仮にあるのだとすれば、この中で高効率機器の導入が中心にあって、そちらの効果も決して無視できないということに留意することがあっていいのではないかと思います。

○羽原省エネ課長補佐

ご意見ありがとうございます。ご指摘のとおりですので、指針の解説書をつくる際、又は今後改正省エネ法の制度設計について講演する機会等ありますので、そういったところでその旨触れさせていただきたいと思います。

○高村座長

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、指針の案につきましては、原案どおりとさせていただきます。

続きまして、最後の変更点6、電気需要平準化に関し事業者（荷主）が取り組むべき措置に関する指針（案）についてのご意見ありましたら、お願いいたします。

特にないようでしたら、これは原案のとおり進めるということでよろしいでしょうか。

それでは、これで検討すべき内容はすべてですけれども、全体を通してご意見、ご質問などありますでしょうか。岸オブザーバー、どうぞ。

○岸オブザーバー

今回のこの制度の変更について、結果をどう評価されるかというのがちょっと気になってまして。多分、資料3の55ページの報告書で評価されることになると思うのですが、この制度が入る前の平準化したい時間帯に対してピークがどれだけ下がったという評価をしなければいけないですね。でも、この計算式を見ると、その時間帯の省エネを見て、既に評価係数1.3をかけているみたいなので、単純にそこの寄与度がほかよりも大きくなるだけの計算のような気がするのですね。

それはおかしくないですか。だって、もともと1.3かけないでどれだけ差がありましたかと、通常電気がこれだけ使っていますといったときに、ピークはこの制度でこれだけ下がりましたということを見たいわけですね。言っている意味わかりますか。ですから、幾つかグラフが出てきていましたけれども、そこのときのピークが例えば3%下がりましたとか5%下がりましたというのが、この制度の変更のねらいですね。

○福田省エネ課長

ちょっとご説明が足りなかったかもしれませんが、グラフのところは日本全体のものです。各事業者ごとにラインを描かせて、それがどう減ったかということの評価するという仕組み

にはなっておりません。

○岸オブザーバー

だったら、何を評価するのですかね。

○福田省エネ課長

ピークになっている時間帯についていかに減らす努力をしたかというのを、これまでの省エネの原単位にできるだけ近い形で評価するとしたらどうしたらいいかと。それはピークの時間帯のところを、係数をかけて見かけ上大きくして減らしたら、すごく減ったような原単位と並列で見せたらどうかというのが、そもそものこの係数の出発点でございます。

○岸オブザーバー

そうすると、今までと同じように減らしても、その時間帯だけ高く評価されてしまうことになりそうですよね。

○福田省エネ課長

高く評価されてしまうというか、できるようになるということです。

○岸オブザーバー

普通の省エネしていればいいことになってしまっていて、本来下げたい時間帯を特別に下げるということをしなくても、評価結果は高くなるという計算になると思うのです、今の計算式だと。それでいいのかと。

○福田省エネ課長

ただし、今までの省エネの原単位と並列でご報告いただきますので、省エネの観点から見た場合の原単位の努力と特に負荷平準化時間帯の努力と両方見ることになります。

○岸オブザーバー

すごく簡単に考えると、昼夜同じように電気を使っている事業者がいたとすると、それは8時から22時のところだけ1.3倍評価されるわけですね。ところが、昼間だけ使っている、夜はほとんど使わないといった場合は、1.3倍使っているところを評価されますと。そうすると、全体でいうと、先にいったところは同じようにやっても1.3が半分しかかかりませんから、0.15増えますと。でも、昼間だけやったところはそのまま評価されますから、0.3評価されてしまうと。だから、同じことを粛々とやっけていても、何も変えなくても、効率が変わらなくても、昼間使っている人たちが、同じ努力をしても評価されるということになりはしないかというのが懸念としてありますというだけです。

○福田省エネ課長

2つの業者を比べるための原単位ではなくて……。

○岸オブザーバー

いやいや、言いたかったのは、これを変えたときに、変える前と変えた後で、この制度変更によってピークのところですね、より平準化が進んだかどうかというのはどう評価されるのでしょうかという質問なんです、最初に戻ると。

○村越委員

要するにいつからこれを評価するのかみたいな話なんです、去年出した報告書の数値に対して何割削減になるというのを、去年の数字を全く見直さないで今回だけ1.3を入れたものにやれば、今のような話になるんですが、要するに比較するベースラインも1.3を乗じた同じベースラインの計算方法同士で計算するのだということになればご指摘の疑問は全くなくなると。ベースラインを変えていいんですか、変えるのですか、どうですかと、そういうご質問なのではないでしょうか。

○岸オブザーバー

すみません、僕の理解が悪いのかもしれないですけども、要するにピークを下げたいというところに対して、国全体でもいいですし、事業者単位でもいいですけども、昼間のピークは下がりましたというのを評価しようと思うと、ベースラインみたいな形で見るか、あるいは、その時間帯とほかの時間帯、その時間帯のところはよりたくさん下がっていますよねというのを、アップル・ツウ・アップルで比べなければまずいですよねということが言いたかったのです。

○福田省エネ課長

ご疑問がある方はそれほどいないのではないかと思いますので、別途、ご相談させてください。ご指摘のとおりですが、各事業者にある時間帯の減った量だけ教えてくれということにしてしまうと、その結果として省エネになっていないということが見えなくなるので、そこを工夫したのが今回の新しい電気需要平準化時間帯です。比較するのはその計算式の過去のもとの今年のものがどうかということですし、もう一点は、そもそも何でこれを導入したかということ、省エネの原単位だけだとせっかくカットしたのに、自分がたくさん使ってしまったから全然省エネ法で評価してくれないではないかと……。

○岸オブザーバー

計算上それがちゃんと評価できるようになっていればいいです。ちゃんと計算していないのでわからないですけども、読んでいる限り、申し訳ないですけども、平準化した時間帯に平準化できるような感じではなかったものでちょっと気になっただけで、もう一回ちゃんと見てみます。

○高村座長

内藤オブザーバーどうぞ。

○内藤オブザーバー

私は食品スーパーマーケットの業界でございますが、定期報告書につきましても、100社のうち60社ほどが毎年アンケートにお答えいただいています。ということは、裏を返しますと、40社が定期報告書を提出しないという状況でございます。先ほどお話ございましたように、全事業者の中でどのくらい定期報告書を提出しているかということ自体は大きな問題でありまして。今、ご提出いただいている企業の皆様はすべて、改正されたとしても定期報告書は提出することは考えられるのですけれども、今まで定期報告書を出していない事業者に対してどのような方策があるのかということを少し議論を、尽くしていらっしゃるとは思うのですけれども、それがお聞きしたいなという点でございます。

私どもの実情をちょっとお話させていただくと、この7月、8月の電力料金ということになりますと、コスト的には昨年に比べまして1.3倍のコストがかかっております。皆様、3.11以降の省エネ設備に対する割合としては、1割ずつぐらいの節電をしているにもかかわらず、1.3倍のコストがかかっているというのが現状でございます。そういった意味からしても、デマンドを上げないで、デマンドをそのまま平準化するということに対する意見としては賛成でございますけれども、コストとしてその分だけ費用としてかかっているというのが現実でございますので、その辺も考慮に入れていただくことができれば幸いです。

2点ご報告させていただきます。

○高村座長

ご意見としてお聞きしておくということでよろしいでしょうか。

○福田省エネ課長

まず、定期報告していないということですが、報告義務があるにもかかわらずしていないとすると、これは大問題ですが、そうではないですね。

○内藤オブザーバー

実際にそういう形で定期報告の義務があってもしていない、我々の協会の中で定期報告をしてくださいというご意見をしていますけれども、全事業者の中でどのくらい定期報告を100%なしているのかということをお聞きしたかっただけです。しているということが前提でございます。

○羽原省エネ課長補佐

確か平成20年の改正のときに対象者がバツと広がったと。そのときに、漏れないようにある一定規模以上の事業者に対しては、「あなたは定期報告の可能性がありますので、調べて報告してください」ということをやっております。さらに、その後、伸びた事業者さんにつきましては、

まだフォローできていない面もあるかもしれませんが、基本的にはそこは罰則がかかっておりますので、そういった形で網をかけているというのが今の法体系だと考えております。

○内藤オブザーバー

わかりました。

○福田省エネ課長

それから、後段の負荷平準化するとコストアップをするという話は、今回の審議事項の外だと思えますけれども、そういったところでの取組について、例えば省エネルギーになるような設備投資であれば、そういったところに対しての補助制度で支援をしていきたいと思っていますので、個別にはどんどんご相談いただければと思います。

○山本オブザーバー

もう一つ、ショッピングセンター協会で2,500か所ぐらいあるんです、ショッピングセンター1個1個。そのうちの約25%ぐらいの使用量は私どもで把握しているんですけども、1ショッピングセンター当たり30%ぐらいが化石燃料、いわゆる分散電源の導入とか、GHPとか、既にそういう方向にシフトしているんですね。だから、シフトしている現実の中で、先ほどの話と一緒にのですけども、要求するのかがというのが非常にづらいなど。我々も経産省さんに来ていただいているいろいろな話をさせていただいて、我々もプッシュして協力していきましょうねという協力体制はとっているつもりでいますが、そのところは受変電設備の大きさからすると、特に空調熱源については化石燃料でやっているわけです。

あとは、効率を上げろということはあるかも知れませんが、それは一つの投資のスパンの中で考えていかざるを得ない部分で、特に3.11の前はCOPを上げろという話で連携にかなりいった分もありますし、それをまた化石燃料のほうへ少しシフトしておりますけれども、全体から見るとかなりシフトしているのがショッピングセンターの全体像なのですね。だから、先ほどいろいろ出たと思うんですけども、運用の中でどうやってそのところを勘案してくれるかということ、ご指導の中でぜひご配慮をお願いしたい、重ねて。

○高村座長

現在でも定期報告書を提出するとき、既に省エネを十分やっているのに更にやるのかとかいろいろなご意見がありますが、基本的には毎年少しずつでも努力していただくという形になっていると思います。

○羽原省エネ課長補佐

いろいろな取組、本当にありがとうございます。実際に今回新しく制度を導入して、再来年から新しい原単位についても報告いただくことになるかと思うのですが、そうした場合には、これ

まで取り組んでこられた事業者さんは新しく取り組むわけではないので、原単位のところにあらわれてこないと、まさにその問題なのかと認識しております。

そういった事業者の方々がしっかりとその取組について評価できるようにということで、取りまとめ案の61ページに特定第9表がございますが、数値だけで評価しているわけではございません。実際に取り組んでくださった取組について書いていただければ、そのことを基に評価させていただきたいと思っております。ですので、「その他の事業者が実施した措置」の「2 電気の需要の平準化に関する事項」というところに前向きにご記入いただければ、そのところはしっかりと勘案させていただきたいと思っております。

また、それ以外にも、今後、法執行していく上でいろいろな問題点とか取組が出てくると思いますので、そのところについては密に連携をとりながら情報交換させていただければと思います。

○高村座長

よろしいでしょうか。それでは植山オブザーバーどうぞ。

○植山オブザーバー

一点要望を述べさせていただきます。定期報告書作成に関する事業者負担の軽減についてでございます。この省エネ法改正の議論があった当初、一昨年ぐらいですか、前政権の時代かと思うのですが、定期報告書の簡略化・簡素化というお話もあったかと記憶しております。我々そういう話が出てきたことで非常に喜んでいただけですけれども、今回のご説明ではそういう話がなくなっており、逆に今日ご説明いただいた中でも、取りまとめ案の52ページ以降で着色部分が新たに追加されているわけで、従来の定期報告書でこの部分は削減と、書かなくてもいいですよというところはないと思っております。そういうことで事業者の手間、負担が今回の改正で増えると思っております。

そこで、提案ですけれども、先ほどのご説明にもあったかと思うのですが、最終的には55ページの中で事業者全体の電力の平準化に対して計算するという形になっておりますので、指定工場ごとの指定表のところを簡略化できるのではないかと。例えば、それぞれの原単位の変化で1%改善を満たしていない場合、前年度より改善できなかった場合の記述が指定工場ごとに入っております。この辺を何とか簡略化していただいて、例えばの話ですけれども、事業者全体の中で取りまとめて一括で表現するような工夫をしていただけないかという要望でございます。ぜひご検討いただければと存じます。

○福田省エネ課長

ご要望自体は承りましたが、今のお話は単に様式を減らすということではなくて、今、事業者

全体に見ることにしましたと、そのときに引き続き大きな工場については見ますという法律の体系を、大きな工場を1個1個見ることをやめましょと、そういうことにつながると思います。

○植山オブザーバー

いえ、そういうわけではございませんで、指定第2表はきっちり計算してお出ししますが、工場ごとの詳細な考察は、事業者全体で一括で表現できるようにしていただければという要望でございます。

○福田省エネ課長

ですから、それは工場ごとのやつは見ずに事業者全体で見ましょという大きな法律の考え方の変更になると思いますので。今後、要望は受けつけたいと思いますけれども、そういった点も踏まえながら、どこまで緩和したら実質的に問題がないのかということを考えていくということだと思います。

○高村座長

日吉オブザーバーどうぞ。

○日吉オブザーバー

簡単に申し上げます。今回のピークカットにつきましては、事業者のほうは、いろんな考え方はありますけれども、基本的にはコストダウンに結びつけたいということで、その部門の責任者は積極的に取り組むと思うんですね。その際に、先ほど言いましたのは、省エネ法上は確かに昼と夜の計測は請求書等でできるのですけれども、1時間当たりの量をどう下げるかという話のときに、デマンド装置みたいなものが必要になる。運用上その設置と投資回収のシミュレーションみたいなものをいろいろなケースで提示していただければ、後押しをする一つの参考資料になるのかなということで、その検討をお願いしたいと思っております。

以上です。

○高村座長

どうもありがとうございました。

では、山下委員お願いします。

○山下委員

少し観点が違うのですが、日本の省エネ法の取組というのはもう数十年やっている中、データの利用、活用という面では、皆様が苦勞されて集められたデータがまだあまり活用しきれていないという点は課題だと考えています。今後、スマートメーターなど活用されているいろいろなものがどんどん電子化される中、例えば定期報告書の取扱いも電子的に扱うとか、そういった情報処理の面でも省エネ法での皆様の取組が活用できるような仕組みを積極的に考えていただくと、より

可視化できてよろしいのではないかと考えます。

以上、コメントでございます。

○高村座長

いろいろ貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

今回の取りまとめ案につきましては、本日いただきましたご意見などを踏まえまして、事務局で修正の上で、政省令や告示の制定作業に入っていただきたいと思います。

それでは、事務局から今後の進め方についてご説明をお願いします。

○福田省エネ課長

今後のスケジュールですが、まず取りまとめ案につきましては、本日いただいたご意見を踏まえまして、修正すべき点の修正を行った上で、高村座長にご確認いただいた上で皆様にメール等でご確認いただこうと思います。

これで中間的な一応の取りまとめということで、それを受けまして、省エネルギー小委員会、このワーキンググループが設置されている上の委員会でございますけれども、こちらにも報告させていただきます。

また、今、座長からございましたように、パブリックコメントのプロセスを経まして、政省令・告示といったものの制定作業に移っていきたいと思っております。

なお、政省令の公布は年内、施行は来年4月1日を目標に作業をしまいたいと思っております。

パブリックコメントで何かご意見が出ましたら、若干修正になりますので、その上で取りまとめのセットとなりますけれども、その段階で座長にまずご確認いただき、変更があれば皆様にもお諮りして、最終的な取りまとめとしたいと思います。

以上でございます。

3. 閉会

○高村座長

それでは、このワーキンググループはこれで終了させていただきます。委員の皆様あるいはオブザーバーの皆様におかれましては、大変お忙しい中をご熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

——了——

問い合わせ先

経済産業省 資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー対策課

電話：03-3501-9726

F A X：03-3580-8439